

# 働き方改革関係法と 人事・労務管理の留意点をめぐって

今年度から改正働き方改革関連法が施行されていますが、来年度には契約に関するルールを定めた民法が改正されます。法改正への対応を誤ると個別労働紛争への発展も想定されることから、改正内容の理解と就業規則等への反映および適切な対応は、人事労務担当者の重要な業務の一環となっております。

そこで、労働法の第一人者である安西弁護士が、働き方改革の関係法を中心に、企業の対応について分かりやすく明快に解説いたします。

経営者・経営幹部、人事労務・総務部門の管理者・担当者ならびに企業を指導する社会保険労務士の方々などにご参加いただきたく、ご案内申し上げます。

**日時** 令和2年3月23日(月)13時30分～16時30分

**場所** 高松商工会議所会館 5階 501会議室 (高松市番町2丁目2番2号)

**講師** 安西法律事務所 弁護士 <sup>あんざい</sup>安西 <sup>まさる</sup>愈 氏

## 講師紹介



昭和33年高松商業高校卒業後、香川労働基準局に入局。昭和39年労働省労働基準局監督課へ配置換え、昭和43年勤務中に司法試験合格、昭和44年労働省退職、昭和46年弁護士登録、現在に至る。

この間、第一東京弁護士会副会長(昭和60年)、中央大学講師(昭和62年～平成15年)、東京地方最低賃金審議会会長(平成11年～24年)などを歴任、第一東京弁護士会労働法制委員長(平成17年～)、東京三弁護士会労働訴訟等協議会議長(平成27年)

[著書]「トップ・ミドルのための採用から退職までの法律知識」、「部下を持つ人のための人事・労務の法律」、「人事の法律常識」、「新版 労働者派遣法の法律実務」など多数

## 講座内容

### 第1. 採用時の労働条件の明示

- 1 労働契約は「契約」である理解の徹底
- 2 募集段階での明示内容と労働条件通知書の励行 他

### 第2. 4月1日施行の改正民法と留意点

- 1 身元保証契約は極度額を定めなければ無効
- 2 損害担保のない身元引受契約で対応も可能 他

### 第3. 時間外労働の上限規制への対応

- 1 上限規制を積極的にとらえる必要
- 2 上限規制と休日の取扱い 他

### 第4. フレックスタイム制の活用

- 1 実労働時間管理の定着へ
- 2 フレックスタイム制と時間外労働の対応 他

### 第5. 年休5日の使用者の時季指定への対応

- 1 労働者の年休請求権と使用者の指定義務
- 2 労働者の年休取得義務化の必要性 他

### 第6. 今後の労働時間管理をどうするか

- 1 裁量労働制、事業場外みなし労働時間制、変形労働時間制、管理監督者等どう取り扱っていくか
- 2 多様な「労度時間」の形態と労働時間の取扱い 他

### 第7. いわゆる同一労働同一賃金問題への対応

- 1 一般労働者と派遣労働者との法制度と取扱いの違い
- 2 通常労働者とパート・有期労働者との待遇の相違の比較考慮三要素の明白化 他

### 第8. 基本給、諸手当、福利厚生等への対応

- 1 基本給の不合理的な相違の判断は困難
- 2 賞与は年俸基本給か別途賃金か 他

# 申込要領

## 申込方法・支払方法

- ・下記「参加申込書」に所要事項をご記入のうえ、令和2年3月13日(金)までにファックスにて、お申込ください。なお、受付票は発行いたしませんので、直接会場までお越し下さい。
- ・準備の都合上、3月13日(金)以降の参加取消しの場合、参加費の返却はいたしかねますので、代理の方のご参加をお願いします。
- ・お手数ですが、下記口座までに参加費をお振込み下さるようお願いいたします。お振込みの場合、振込控をもって領収証に代えさせていただきます。なお、恐れ入りますが、振込手数料は貴社・団体にてご負担をお願いいたします。

## お申込み・お問い合わせ

香川県経営者協会

「R元年度労働法実践セミナー」係

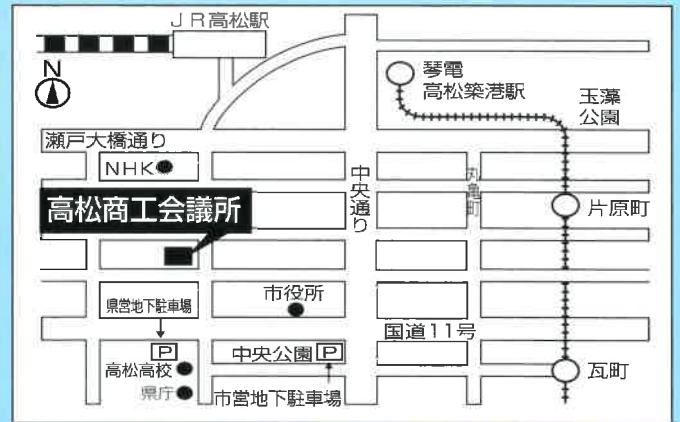
(担当: 植田、谷口)

〒760-0017 高松市番町2丁目2番2号  
TEL (087) 821-4691 FAX (087) 825-9274

### 個人情報の取扱について

- (1) 参加お申込みによりご提示いただきました個人情報は、本セミナーに関わるご連絡、参加者名簿の作成など運営上の管理ならびに当協会が主催・実施する各種事業におけるサービスのご提供や事業のご案内のために利用させていただきます。法令に基づく場合等を除き、事業関係者以外の第三者に開示・提供いたしません。
- (2) 本パンフレット記載事項の無断転載をお断りいたします。

## 会場案内



- JR高松駅より徒歩で約10分、車で約5分
- 高松中央I.Cより車で約20分
- 高松西I.Cより車で約20分

## 参加費・振込先

### 参加費 (1名につき)

香川県経営者協会・香川県社労士会 ・労働法ビジネスセミナー会員	10,000円 (資料代等を含みます)
会員外	12,000円 ( // )

### 振込先

	百十四銀行本店	香川銀行本店
口座 (普通)	1233480	3503823
名義 (共通)	香川県経営者協会	

香川県経営者協会 行き

令和 年 月 日

FAX : 087-825-9274

※お申込みはFAXにてお願いします。

「令和元年度 労働法実践セミナー (安西弁護士)」参加申込書

会社名・団体名 \_\_\_\_\_ 所在地 〒 \_\_\_\_\_

申込者 (所属・役職) \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_

TEL ( ) \_\_\_\_\_ FAX ( ) \_\_\_\_\_

●請求書 (要・否)

	所属・役職名	氏名
会員・ 会員外		
会員・ 会員外		
会員・ 会員外		

参加費 円× 名= 円 ( 銀行 月 日振込予定) ※参加者多数の場合は、本申込書をコピーしてご利用ください。

## ～ 働き方改革関係法と人事・労務管理の留意点をめぐって ～

《《 講座内容詳細 》》

**第1 採用時の労働条件の明示**

1. 労働契約は「契約」である理解の徹底
2. 募集段階での明示内容と労働条件通知書の励行
3. 有期・パート労働者への均衡処遇上の明示・説明義務
4. 障がい者雇用の募集・採用上の要配慮義務

**第2 4月1日施行の改正民法と留意点**

1. 身元保証契約は極度額を定めなければ無効
2. 損害担保のない身元引受契約で対応も可能
3. 中途採用者や幹部社員で事業のために負担した貸金債務の保証のときは、公証人の保証意思確認手続が必要
4. 年俸制等の労働者の退職申出期間の短縮
5. 労働者の月の途中退職の場合の報酬請求
6. 安全配慮義務違反の損害賠償の時効の統一

**第3 時間外労働の上限規制への対応**

1. 上限規制を積極的にとらえる必要
2. 上限規制と休日の取扱い
3. 二つの時間外労働の要件は
4. 過半数代表者の選出の規程化
5. 協定内容をめぐる注意点
6. 上限規制の適用をめぐる諸問題

**第4 フレックスタイム制の活用**

1. 実労働時間管理の定着へ
2. フレックスタイム制と時間外労働の対応
3. 三か月単位で発生する割増賃金の問題

**第5 年休5日の使用者の時季指定への対応**

1. 労働者の年休請求権と使用者の指定義務
2. 労働者の年休取得義務化の必要性
3. 時間単位の不算入と育児・介護等の時間休拡大の問題
4. 特別休暇の指定休暇からの控除が公平では

## 第6 今後の労働時間管理をどうするか

1. 裁量労働制、事業場外みなし労働時間制、変形労働時間制、管理監督者等どう取り扱っていくか
2. 多様な「労働時間」の形態と労働時間の取扱い
  - ①労基法上の実労働時間
  - ②医師面接指導時間
  - ③健康管理時間
3. 「労働時間の把握義務」と「労働時間の状況の把握義務」の違いは
4. 労働時間管理への労使の意識改革と経営問題

## 第7 いわゆる同一労働同一賃金問題への対応

1. 一般労働者と派遣労働者との法制度と取扱いの違い
2. 通常労働者とパート・有期労働者との待遇の相違の比較考慮三要素の明白化
3. 就業規則（各種雇用形態の定義・内容）、賃金規則（賃金・諸手当の趣旨と決定理由）の明確化の必要性
4. 定年後再雇用者等高年齢者雇用は別個に取り扱うこと  
— 新入社員と定年前社員の賃金格差3倍の現実 —

## 第8 基本給、諸手当、福利厚生等への対応

1. 基本給の不合理な相違の判断は困難
2. 賞与は年俸基本給か別途賃金か
3. 退職金は支給の性格をどう考えるか
4. 住宅手当の趣旨はどうするか
5. 家族手当はなんのために支払うのか
6. 通勤手当の使用者の負担とは
7. 諸手当の取扱いはどうするのか
  - 1) 基本給の枠組の中の諸手当
  - 2) 業務に関連する諸手当
  - 3) 勤務形態・勤務環境に関連する諸手当
  - 4) 趣旨・目的により性質が異なる諸手当
  - 5) 生活補助・支援に関連する諸手当
  - 6) 福利厚生給付
  - 7) 教育訓練、安全管理に関する措置・給付